

平成23年第3回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成23年5月13日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成23年5月13日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第79号から議案第83号まで
- 第4 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第80号から議案第82号まで
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第79号、議案第83号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	臼杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	猪股文彦君
19番	川上龍一君	20番	本間千佳子君
21番	金子克己君	22番	根岸勇雄君
23番	近藤和義君	24番	祝優雄君
25番	竹内道廣君	26番	加賀博昭君
27番	佐藤孝君	28番	金光英晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 高野宏一郎君 副市長 甲斐元也君

教 育 長	白	杵	國	男	君	総合政策監	藤	井	裕	士	君
総務課長	山	田	富	巳	夫	総合政策長	小	林	泰	英	君
行政改革長	清	水	忠	雄	君	島づくり長	藤	井		光	君
世界遺産長	羽	下	三	司	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
地域振興長	計	良	孝	晴	君	交通政策長	渡	邊	裕	次	君
市民生活長	川	上	達	也	君	環境対策長	児	玉	龍	司	君
社会福祉長	山	田	秀	夫	君	高齢福祉長	佐	藤	一	郎	君
農林水産長	渡	辺	竜	五	君	観光商工長	伊	藤	俊	之	君
建設課長	石	塚	道	夫	君	学校教員長	山	本	充	彦	君
社会教育長	渡	邊	智	樹	君	総務主幹	木	下		勉	君
消防長	金	子	浩	三	君	危機管理幹	本	間		聡	君
契約管理幹	鈴	木	一	郎	君						

事務局職員出席者

事務局長	名	畑	匡	章	君	事務局次長	村	川	一	博	君
議事調査係	中	川	雅	史	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（金光英晴君） ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第3回佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金光英晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、6番、浜田正敏君及び8番、小田純一君を指名いたします。

○議長（金光英晴君） ここで申し上げます。

4月30日付で加賀議員から私あてに、議長辞職か本会議陳謝かを求めるの題名で内容証明郵便をいただきました。内容は、3月に発行された中野洸新潟県議会議員の後援会報「三代」の中で金光議会議長が中野県議を訪れ云々との記事があるが、ここで議長名を冠した形で私の名前が使用されているのは極めて不適切であるとのこと指摘でありました。このような形で私の名前が使用されたことについては私の関知するところではなかったとはいえ、加賀議員にご指摘をいただくまでは、私自身、議長名を使用されることについて、そこまで厳しい認識を持っていなかったこともまた事実であります。よって、加賀議員のご指摘をまさに頂門の一針と受けとめ、厳しく自戒し、ここに謹んで議員各位に陳謝するものであります。議員各位におかれましては、その旨ご了承いただけますようお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（金光英晴君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中川隆一君

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。今臨時会の会期、会期日程についてご報告をいたします。

去る5月11日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期、会期日程について協議をいたしました。その結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程は、お手元に配付の市議会臨時会会期日程をごらんください。

この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案の委員会付託を行い、休憩に入ります。休憩中に委員会審査を行い、審査終了次第、委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付け、議会運営委員会を行い、その後本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上であります。

○議長（金光英晴君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日と決定いたしました。

日程第３ 議案第７９号から議案第８３号まで

○議長（金光英晴君） 日程第３、議案第79号から議案第83号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、議案79号から83号まで一括して上程説明をいたします。

議案第79号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年３月30日に公布され、中間所得層にある被保険者に対し保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る高所得者層を対象とした課税限度額を引き上げたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分しましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第80号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）について）。本案は、歳入において地方交付税や地方譲与税など額の確定に伴う増減並びに除雪事業費補助金を予算計上するものであります。また、歳出においては後年度の円滑な財政運営のために財政調整基金に２億852万2,000円を、減債基金に２億円を積立するもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ４億852万2,000円を追加し、予算総額を507億3,286万6,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第81号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市のスポーツ振興及びスポーツツーリズムの推進を目的として設置された一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団に市職員を派遣するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第82号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第１号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ３億1,110万4,000円を追加し、予算総額を467億1,110万4,000円とするものであります。補正内容は、歳出では東日本大震災による被災地の支援活動経費と避難者の支援対応経費に２億1,110万4,000円、住環境改善などのための住宅リフォーム助成経費に１億円を計上し、歳入では県支出金及び地

方交付税を予算計上するものであります。

議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（福島県双葉郡川内村の介護認定審査会の事務の受託について）。本案は、東日本大震災に伴い、福島県双葉郡川内村において介護認定審査会の事務の執行ができない状態となっていることから、地方自治法第252条の14第1項の規定により、川内村からの避難者に対する当該事務の委託を受けることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第79号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 議題になっている国保の専決について幾つかお尋ねをいたします。

1つは、これは本法の改正に伴う佐渡市の条例の改正なのでありますが、全国の中見てもわかるように、深刻な不景気の中で、限度額、最高限度額を上げないところもあるかと思うのですが、その辺はどのように把握をしておりますか。それが1点。

2点目は、先ほど提案理由の説明の中でありましたが、中間所得層はこの限度額を上げることによって軽減されるというのだけれども、一体どのぐらい軽減されるのか。つまり本年度最高限度額が4万円引き上げられるわけです、この深刻な不景気の中。2年前の平成21年度では69万円だったものが本年度は全部足すと77万円になる、8万円値上げになるのです、この2年間で。こういう状況ですから、中間層がどの程度値下げになるというふうにあなた方は見ているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

1点目の限度額を上げることの全国的な状況ということでございますけれども、正直全国でどの程度こういう状況があるのかというのは把握しておりません。

それから、2点目の限度額を上げることによりましてどれほどの影響があるのかというご質問でございますけれども、限度額の中身につきましては基礎課税額、それから後期高齢者支援金課税額、介護保険金課税額の限度額の引き上げに伴いまして、議員ご指摘のとおり、昨年に続いて今年度も上げるということで、今年度につきましては昨年度より4万円合計で上がるわけなのですが、高所得者の方々が対象となる限度額を引き上げるによりまして、賦課額の中で低所得者の方にその分薄められたということで国保税が課税されるということになりますので、具体的な課税額の影響額につきましては、ことしの賦課額につきましては今後の本算定ということで、そこで決定されるわけなのですが、現在のところ22年度、昨年度の課税ベースで試算いたしますと、約200万ぐらいということでございます。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 中間所得層の影響額が200万ぐらい、全体で200万ということなのだろうと思うので

すが、結果的に今年度4万上げるのだけれども、200万総体として下がるというのだけれども、またあなたの方国保税上げる予定ですから、結果的に中間層も高くなるし、なっていくのではないですか。その辺はどう考えていますか。

それと、もう一つ、高所得者、所得層というのだけれども、一体年収幾ら以上がこれ高所得者になりますか。つまり何言いたいかというと、国保そのものの中はほとんどが低所得者層なのです。その中でも割合所得が高いという方は幾らぐらいの所得の方が限度額になるのですか。

○議長（金光英晴君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

国保税が総体的に上がれば、中間所得者層の方についても今回の限度額を引き上げたことの影響というのは余りないかというようなご指摘かと思えますけれども、国保税が上がるかどうかというのは、先ほども申しましたように、今後の本算定によりまして決定するわけなのですけれども、考え方として、高所得者層の方にご負担をいただいて、それよりも低い所得層の方に国保税をならすというか、そういった考えの制度でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、もう一点、では高所得者層はどの範囲かということなのでございますけれども、これも平成22年度の課税ベースで試算したものでございますけれども、基礎課税分につきましては現在限度額が50万円でございます。この方たちの世帯数ですけれども、67世帯ほどございます。それが1万円上がって、今度51万円の限度額ということになりますと、64世帯の方が対象になるということで、3世帯の方が限度額以内になるということでございます。

それから、高所得者層の実際の収入がどれぐらいかということですが、限度額が合わせますと77万円になるのですけれども、これに該当する所得としましては、例ですけれども、40歳以上のご夫婦で、これは介護保険が対象になるということなのですが、子供お二人の4人家庭だいたしますと、所得で約690万円というような試算でございます。所得ですね。これを収入換算といたしますと、例えば給与収入で換算いたしますと年収で900万以上というような計算になっております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第79号についての質疑を終結いたします。

議案第80号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第80号についての質疑を終結いたします。

議案第81号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第81号についての質疑を終結いたします。

議案第82号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 今回の補正でちょっとお聞きしたいのですけれども、1つは東日本大震災支援事業、これはもっと厚くするべきだということを常々言っていたのですけれども、今回2億1,110万4,000円上がっておるわけなのですが、前回たしか3月議会のとき1億2,000万を上程しているわけです。これとの、この使い方、どのような形で消化したのかということと、それから今回明細の中に、資料ナンバー1ー3を見ると、被災者への支援がずっと4つ並んでいるのですけれども、一番最後に被災地の支援活動経費として2,583万9,000円上がっておるのですけれども、これについてもう少し具体的に詳しく教えてください。

それから、一緒ですよ。住宅リフォームに今回1億円、第3次募集ということで追加で打つわけなのなのですが、これは私所管ですので、もっと詳しくやりたいと思うのですけれども、この事業は緊急経済対策ですから、経済効果と雇用の促進という名目で行われているわけです。それで、1回目6,000万、2回目1億円、今回また1億上がっているのですけれども、この成果が果たして佐渡の経済にどのような成果と雇用に対してどういう状況になっているのか、そこを教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） それでは、1点目の東日本大震災関係経費につきましてご説明申し上げます。

3月定例会での補正の案件につきましては避難者支援ということで、いわゆる避難所の設営経費、それからもう一つはホテル、旅館等の宿泊経費、それから佐渡汽船の経費、その3点が主なものでございました。ただ、避難所経費につきましては、いわゆる公設避難所、いわゆる集合避難所のことなのですが、市の防災センター、トキ交流会館、2カ所を開設いたしました。避難される方はゼロということで、執行は皆無でございました。主なものとしてはホテル、23日から3月末日までのホテル、旅館等の宿泊経費と佐渡汽船の航送料等の運賃でございます。

それから、今回の最後の2,500万の支援活動経費の件でございますけれども、これにつきましては職員の派遣等の経費でございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 住宅リフォームの件に関してお答えいたします。

まず、経済効果であります。第1次募集では一応私らが受け付けたもの、その総工事費が約6億ということになっております。2次募集ですが、この件に関しては一応10億ということで、実際完了してみないと、その実際の工事費に至ったかどうかというのはわかりませんけれども、3次につきましても私らのほうとしては9億から10億の経済効果があるというふうに考えております。雇用に関しては、まだ第1次も始まったばかりでありますので、この後検証させていただくということにさせていただきたいという

ふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 震災支援に関しては、これも私はもうメールで何件かいただきましたけれども、2次避難所の対応は、4月の時点では、佐渡市がやっているのは日本全国でナンバーワンだと、非常にすばらしい内容だというメールもいただきました。ただ、全協のときにもちょっと話があったのですが、被災者、今度は被災地に対するもう少し具体的な支援をしてあげてやってほしいと思います。ネクタイ、スーツで行くのではなくて、屈強な職員の皆さん5人、10人と TENT を背負って、何日間でも泊まり込んで支援するような形のものを送り込んでほしいと思います。

次に、住宅リフォームですが、この事業は非常に行政側のおごりが見えましたですね。業者の方たちは、非常に喜んでおります。確かにいい事業なので、大工さん関係非常に、それからかわら屋さんとか、仕事がいっぱいふえてありがたい、非常にいいことをやっていたという評判もあるので、受け入れ方が、受け付けの仕方が非常に不満がいっぱい出ています。第1回目は支所でもサービスセンターでもできたのが2回目は本庁一本にされて、早い人は朝6時ぐらいから並んで、9時ごろに行ったらもう2時間、3時間待ち、雨の中傘を差して待たねばいかぬというようなこともあって、またおまけに業者によっては3回もわざわざ本庁まで行かねばいかぬ。例えば本庁の人たちに、小木に3回来いと言ったらなかなか来ないと思うのです。そういう状況で大混雑で、それで1日で終わったということも聞いていますし、それからこれは経済対策、雇用対策と言いながら、個人の受け付けもしたものですから、業者によっては、聞くとところによると、40件、50件ぐらいの件数を一度に持ち込む人と、個人で1件やっと、例えば4万円もらうために二十何万ぐらいの事業をやるのに何時間も待たされて、それでその人が落ちたのかどうか分かりませんが、結局第2次募集は打ち切ってしまったと、途中で打ち切ったということですね。これ、ぜひ審議の中でも入れたいのですけれども、2回目で受け付けた人たちは3回目では100%採用して、その事業を差し引いた残りの、多分残り8,000万とか9,000万残するというふうに私計算しておるのですけれども、それを、では次どういう形で受け入れるかということを考えてほしいのですけれども、その辺のところいかがですか。

○議長（金光英晴君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

まず、2次募集におきまして、受け付けをして審査した方が20件あります。あと、キャンセル待ちの方で受け付けをした人が68件ということで、88件あります。それで、私らのほうとして1日で受け付けが終わったわけですが、このときにキャンセル待ちであれば受け付けないと、受け付けしないよというような帰った方もたくさんおられます。そういう中で、私らは3次募集その時点では考えていなかったものですから、そういう対応していなかった部分で、今この方たちを優先的にやるという部分についてはなお私らのほうとしては不公平感がまたふえるのではないかとこのように考えております。ですので、今回の受け付けに関しましては、私ら2次募集についてはやはりやり方に問題があったということについては十分認めざるを得ないのですが、3次募集におきましては2日間ではありますけれども、全部の受け付けをさせていただいて、その上で抽選で決めていくというやり方をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） これを今度受け付ける場合は、全支所、サービスセンターでも当然受け付けるべきだと思います。でないと、わざわざ本庁へ来ていただいて、それで受け付けて、抽せんの結果通らなかったということはたくさん出てくる可能性があるわけですね。だから、そういうやり方はいかぬし、できれば経済対策、雇用対策というのであれば、個人の受け付けはすべきではないと思うのです。すべて業者を通す。業者さんを通す。それから、業者さんもちか50件ぐらい一度に持ち込んだ業者さんもあるという話を聞いていますし、その辺の1業者当たりの件数も制限すべきであるということと、私は地域割をすべきだと思います。地域割をして、人口割にするのか、世帯割にするのか、もう少し平等にいくようにしないと、例えば願や岩谷口のところとか南部のところとか本庁にという形で今までやってあったわけですから、そういうこともやっぱり非常に不公平につながりますから、もう少し第3次募集は丁寧に、住民ニーズに合った形でやっていただきたいと思います。答弁いいです。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 11ページの東日本大震災支援事業の中の建物賃借料1,150万なのですけども、これはさきにいただいた資料の中だと、3次避難所の民間アパート等に5万円で10カ月、23戸ということなのですけども、これは民間のアパートを5万円で23戸借り上げたところに避難者の方に入っていただくものなのか、避難者の方が民間のアパート等に出た場合に5万円を上限に10カ月間支援するというものなのか、どちらなのでしょうかとというのが1点。

それと、公営7戸、民間23戸となっておりますけれども、これ足りなくなった場合は、希望者が多かった場合は今後増額補正していくのかと、あと既に民間アパートもしくは借家等に入居している避難者の方がいらっしゃいます。そういう方々もこれの対象になるのか、お願いします。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

建物賃借料の件でございますが、これについては5万円の家賃ということでございます。その中には今全部で宅建協会と、それから民間アパートを調査いたしまして、こちらのほうへ提供いただけるのが130件ばかりありまして、家賃には差がありますが、平均的に5万ということで予算は計上させていただきました。これにつきましては市が借り上げをいたしまして、避難者の方に貸与、貸し出すということであります。その貸した資金については、新潟県と福島県の協定によりまして、特定財源で県等のほうから入ってまいります。また、今現在避難されている方ということでございますが、それにつきましては改めてこの制度に乗っていただいて、その後に対応してこの制度に乗って補助等をしたいと考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） そういたしますと、希望者の方が、ここだと一応今回23戸分ということなのですけども、多数いらっしゃった場合、どういう選定の仕方をされる予定ですか。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

どういう選定ということでございますが、今アパート等については23戸ということですが、予算

上ではアパート等が18戸、空き家等が5戸、それから公営住宅7戸ということで30戸を予算に計上してございます。今ホテル等を回りまして、調査いたしましたところ、14世帯の方が入居希望ということであり、今後の動向もございまして、30戸であるかというふうに考えておりますし、その入居希望の関係でアンケート等、それから調査をいたしまして、それぞれの見合うものにつきましてご紹介をしながら、調整しながら入居していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） それでは、その下のところの生活支援金の83万6,000円、これにつきましては新居入居時に一時金としてお渡しするものだと聞いております。これは、今ほどの公営7戸、民間23戸、30戸の施設に移る方々のために一時金というものを計上しておるのでしょうか。だとすれば、この83万6,000円というのは30戸分を計上しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（金光英晴君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

生活支援金の一時金のことでございますが、国の方針といたしましては、貸与品については国の措置をしていただきます。特定財源でいただきますが、この一時金については一般財源でございます。これについては、今後の特別交付税の対象にしたいということで申請をするべく今準備をしておるところでございますが、この一時金につきましては、布団等については貸与品ということで前節にのっておりますが、この一時金については歯ブラシとか洗剤とか、いろいろそういうような細々したものでございまして、これにつきましては災害救助法によりますことを基準にしまして市のほうで額を決めたものでございまして、これについては30世帯分のっております。以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 所管ではないもので、簡単なことですが、教えていただきたいと。

先ほどの民間のアパートの借り上げではないけれども、そんな仕組みになっているのだと思うのですが、きょういただいた資料によりますと、保育園に5園で7人入っているということなのですが、保育料みたいな、これどんなふうになっているのか。1点。

2点目は、医療を受けたいという場合は、これどんなふうになっているのか、教えていただければと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山田社会福祉課長。

○社会福祉課長（山田秀夫君） お答えします。

7名入園されている方につきましては、それぞれ所定の手続をとって入園をされているところでございます。中には広域入所の扱いで入園されている方、そのほか一時預かりというような形で入園されている方がおります。広域入所につきましては、以前被災されている地域で保育園に入園されている方という扱いでございまして、この方については以前の避難する前の所在地での保育園、市町村が保育料のほうを請求するような形になりますが、そちらのほうでの減免等の手続によって保育料のほうは徴収されるという形になります。あと、一時預かりという形での保育園に入園されている方につきましては、こちらの佐渡

市のほうの減免措置のほうで無料という形の扱いとなっております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） お答えいたします。

避難者に関係する医療の件でございますけれども、現在避難されている方につきましては、保険証をお持ちでない方もおられますけれども、現在は医療機関に申し出ることによりまして医療を受けられるということで、その一部負担金については猶予するということで6月末までの取り扱いになっております。ただ、7月1日から被災者の方の保険証を被災地の自治体のほうで再交付するというような形で、提示が必要となるというような取り扱いになっております。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第82号についての質疑を終結いたします。

議案第83号 専決処分承認を求めることについて（福島県双葉郡川内村の介護認定審査会の事務の受託について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第83号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第79号から議案第83号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午後 4時30分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第80号から議案第82号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第79号、議案第83号

○議長（金光英晴君） 日程第4、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

〔総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第80号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）について）。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億852万2,000円を追加し、予算総額を507億3,286万6,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。主な内容は、歳入では地方交付税、地方譲与税などの額の確定による増減及び除雪事業費補助金の計上、歳出では後年度の円滑な財政運営のために財政調整基金等への積立金を計上したものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第81号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市におけるスポーツ振興及びスポーツツーリズムの推進を目的として設置された一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団に市職員を派遣するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。スポーツ財団が設立され、市職員を派遣することとしているが、早期に財団が独立した運営体制となるよう指導すること。

議案第82号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億1,110万4,000円を追加し、予算総額を467億1,110万4,000円とするものであります。補正内容は、歳入では県支出金及び地方交付税を増額し、歳出では東日本大震災による被災地の支援活動経費と避難者の支援対応経費に2億1,110万4,000円を、また住環境改善などのための住宅リフォーム助成経費を1億円計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。2款総務費、1項総務管理費、13目防災対策費、東日本大震災支援事業について。当該事業は、各課が所管部分をそれぞれ担当しているが、被災者対応業務の一元化を検討すること。

産業建設常任委員会。8款土木費、7項住宅費、1目住宅管理費、住宅リフォーム支援事業について。当該事業については本補正予算で3回目の募集となる。事業の執行にあたっては、申請者間で不公平が生じないように、十分に配慮すること。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

〔市民厚生常任委員長 金田淳一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第79号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本年3月31日付の専決処分により、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。当該改正条例の内容は、中間所得層にある被保険者に対し保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の基礎課税額等を引上げるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（福島県双葉郡川内村の介護認定審査会の事務の受託について）。本案は、東日本大震災に伴い、福島県双葉郡川内村において介護認定審査会の事務の執行ができない状態となっていることから、本年5月6日付の専決処分により、川内村から避難している介護保険被保険者に関する当該審査会の事務を受託したものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金光英晴君） 質疑の通告がありませんので、これより討論に入ります。

議案第79号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）に対する中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。ただいま議題となっている議案第79号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の反対討論を行います。

この議案は専決処分ではありますが、明確に反対をしていきたいというふうに思っています。提案理由や質疑でも説明がありましたが、国民健康保険税の限度額をトータルで4万円引き上げるというものであります。一昨年も4万円引き上げましたから、この2年間で8万円の値上げというものであります。特に昨年の国保税の値上げ以降、高くて負担の重い国保税については多くの市民から悲鳴が上がっているところであります。限度額は、比較的所得の高い層分ではありますが、先ほど言いましたように、この引き上げは耐えられないものと考えます。また、質疑の中でも指摘をしておきましたが、本法の改正に伴う佐渡市の条例改正であります。本法が変わっても変えていないところもあります。簡単に紹介をしておきますが、これは昨年の事例ですが、平成22年度、栃木県の佐野市では運営協議会自体が値上げをすべきでないという意見を出した、これは新聞記事であります。このように述べております。運営協議会では、制度上や滞納などの問題を抱える中、責任を被保険者に押しつけるのは限界があると指摘をしたと、そして、市長、よく聞いておいてほしいのですが、市長はこの答申について真摯に受けとめ、来年度何らかの対策を検討したい、このようにして値上げをしなかったそうであります。本年は、今ここと同じようにやっていますから、どうなっているのかわかりませんが、このように本法が改正をされたからといってどうしてもしなくていいものであります。今市民の暮らしは本当に深刻で大変でありますから、負担感の最も高い国民健康保険税は値上げをすべきではありません。今後値上げ、国保税の本算定がありますが、今回の提

案理由ではありませんが、中間所得層の税負担の軽減というのならば、値上げをしない方向で本算定をすべきだということを強く指摘をして、反対の討論とします。

○議長（金光英晴君） 以上で議案第79号に対する討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第79号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第83号 専決処分の承認を求めることについて（福島県双葉郡川内村の介護認定審査会の事務の受託について）を採決いたします。

本案にする委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（金光英晴君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成23年第3回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年5月13日

議 長 金 光 英 晴

署 名 議 員 浜 田 正 敏

署 名 議 員 小 田 純 一